

## 市川節造奨学資金運用細則

平成30年度九大細則第1号  
制定：平成30年 5月18日  
最終改正：令和 3年 3月 8日  
(令和2年度九大細則第14号)

(趣旨)

第1条 九州大学法学部卒業生故市川節造氏の生前の意志による九州大学基金への寄附に基づく奨学資金の運用については、この細則に定めるところによる。

(目的)

第2条 この奨学金は、経済的に極めて困窮し修学に支障が生じている学生に対して、奨学金を給付することにより、有意義な大学生活を送り、社会に貢献する人材となるよう支援することを目的とする。

(奨学金の名称)

第3条 この規程に基づき九州大学基金から給付する学資を市川節造奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

(運営委員会)

第4条 奨学金の運用に関し、必要な事項を審議するため運営委員会を置き、九州大学学生支援委員会をもって充てる。

(奨学生の資格)

第5条 奨学金を給付される学生（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる学部学生で、日本国籍を有する者とする。ただし、医学部及び歯学部の学生は除く。

(1) 1年次の学部学生においては、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- イ 社会的養護を必要とする者又はこれに準じる者
- ロ 経済的に極めて困窮し、修学に支障が生じている者

(2) 2年次以上の学部学生においては、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- イ 社会的養護を必要とする者又はこれに準じる者
- ロ 学業成績が申請時においてGPA2.5以上である者
- ハ 留年していない者又は前年度から原級に留まっていない者

(社会的養護を必要とする者)

第6条 前条の社会的養護を必要とする者とは、日本学生支援機構業務方法書別記第1第4項第3号オに規定する「社会的養護を必要とする者」に該当するものとする。

2 前条の社会的養護を必要とする者に準じる者とは、両親と死別又は生別し、かつ、経済的に支援する者がなく、学生自身で生計を立てているものとする。

(採用人数)

第7条 奨学生の採用人数は、各年度2名以内とする。

(奨学金の給付の期間及び額)

第8条 奨学金を給付する期間は、奨学生が在籍する学部の修業年限までの間とし、給付の額は、次に掲げるものとする。

- (1) 第5条第1号イ及び同条第2号に該当する者は、月額10万円とする。
- (2) 第5条第1号ロに該当する者は、月額5万円とする。

(願書等の提出)

第9条 奨学金の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を学務部キャリア・奨学支援課に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 社会的養護を必要とする者に該当することを証明する書類（第6条第1項に該当する者）
- (3) 申請者本人の戸籍謄本（第6条第2項に該当する者）
- (4) 所得及び世帯に関する証明書（第5条第1号ロに該当する者）
- (5) 成績証明書（2年次以上の学部学生に限る。）

(奨学生の選考方法等)

第10条 総長は、次のとおり奨学生の選考を行い、決定する。

- (1) 第5条第1号イ及び同条第2号に該当する者を優先する。
- (2) 第5条第1号イ及び同条第2号に該当する者が第7条に規定する当該年度の採用人数を越える場合は、学年の低い者から順に選考する。
- (3) 第5条第1号イ及び同条第2号に該当する者が同じ学年において採用人数を越える場合は、2年次以上においてはGPAの値、1年次においては高校の成績評定値が高い者から順に選考する。
- (4) 第5条第1号ロに該当する者については、九州大学授業料免除等選考要項（平成25年1月10日学生委員会議決）に規定する家計評価額の低い者から順に選考する。

2 総長は、前項により決定した奨学生に対しその旨を通知する。

3 総長は、第1項により決定した奨学生を運営委員会に報告する。

(奨学金の給付)

第11条 奨学金は、初回は6か月分を8月に給付し、2回目以降は3か月分を6月、8月、11月及び2月に奨学生に給付する。

(他の奨学金との併用)

第12条 奨学金の給付は、奨学生が日本学生支援機構及び民間奨学団体等からの奨学金（以下「学外の奨学金」という。）を受給することを妨げない。ただし、学外の奨学金が他の奨学金の受給を認めない場合は、いずれかを辞退しなければならない。

2 奨学金と九州大学基金から支給される他の奨学金との併給は認められない。ただし、山川賞については、併給を妨げない。

(奨学生の義務)

第13条 奨学生は年度末に成績証明書及び1年間の大学生活についての所感を記載した

書類を寄附者に提出しなければならない。

- 2 前項の書類を提出しない場合は、奨学金の返還を求めることがある。
- 3 奨学生は学籍異動、住所変更その他重要な事項について異動があるときは、直ちに学務部キャリア・奨学支援課に届け出なければならない。

(奨学金の廃止及び休止)

第14条 総長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由の生じた月以降の奨学金の給付を取りやめることとする。

- (1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき。
  - (2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき。
  - (3) 各学期末の学業成績がGPA2.5未満となったとき。
  - (4) 性行が奨学生としてふさわしくない状態になったとき。
  - (5) 前条に定める奨学生の義務を履行しなかったとき。
- 2 前項により奨学金の給付を取りやめた場合は、その事由が生じた時点に遡り奨学金給付額相当の返還を求めることがある。
  - 3 奨学生の学業又は資質向上に関わる事由により休学する場合は、奨学金の給付を継続することとし、奨学生からの申し出により奨学金の給付を中断し、復学後に再開することができる。
  - 4 年度の中途において第1項により奨学金の給付を取りやめた場合は、その年度における奨学生の追加補充は行わない。

附 則

この細則は、平成30年5月18日から施行する。

附 則 (平成30年度九大細則第28号)

この細則は、平成30年12月27日から施行する。

附 則 (令和2年度九大細則第14号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。